

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3172号から第3174号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup>松村 <sup>まさお</sup>雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3172号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています

答申第3173号では、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3174号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「①令和3年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る起案用紙全て（令和3年6月期 勤勉手当における業務実績評価の提出について）」ほか7件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3172号】

(2) 「②令和3年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和3年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」ほか3件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3173号】

(3) 「・「令和3年6月期勤勉手当における業務実績評価について」（令和3年3月8日決裁）起案用紙及び令和3年6月期勤勉手当成績区分勤勉手当区分「C」の理由書」ほか7件の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3174号】

2 諮問までの経過等

諮問番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3172	令和5年3月22日	令和5年4月6日	令和5年4月24日	令和5年5月23日	個人	教育委員会
3173	令和5年3月22日	令和5年4月7日	令和5年4月24日	令和5年5月23日	個人	市長
3174	令和5年3月22日	令和5年4月6日	令和5年4月24日	令和5年5月25日	個人	教育委員会

### 3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3172	別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">個人情報一部開示</p> <p><b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号柱書及び同号エに該当</b></p> <p>・各評価における評価割合及び人数 （評価割合及び人数を開示することにより、該当者が特定されるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため）</p> <p>・本人開示請求者の評価内容 （本人の評価内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じるため）</p>	開示範囲を拡大すべき
3173	「②令和3年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和3年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書 ④令和3年度12月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和3年12月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書 ⑥令和4年度6月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和4年6月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書 ⑧令和4年度12月期勤勉手当の成績決定と成績通知に係る資料全て 令和4年12月期勤勉手当成績率区分 勤勉手当区分「C」の理由書」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">個人情報一部開示</p> <p><b>旧条例第22条第7号エに該当</b></p> <p>・本人開示請求者の評価内容 （本人の評価内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じるため）</p>	原処分妥当
3174	「・「令和3年6月期勤勉手当における業務実績評価について」（令和3年3月8日決裁）起案用紙及び令和3年6月期勤勉手当成績区分勤勉手当区分「C」の理由書 ・令和3年6月期勤勉手当成績率 ・「令和3年12月期勤勉手当における業務実績評価について」（令和3年9月30日決裁）起案用紙及び令和3年12月期勤勉手当成績区分勤勉手当区分「C」の理由書 ・令和3年12月期勤勉手当成績率 ・「令和4	<p style="text-align: center;">個人情報一部開示</p> <p><b>旧条例第22条第7号柱書及び同号エに該当</b></p> <p>・本人開示請求者の評価内容 （本人の評価内容を開示することにより、本人のみが人事上有益な情報を得ることにつながり、公正な人事管理に支障が生じるため）</p>	原処分妥当

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
	<p>年6月期勤勉手当における業務実績評価について」(令和3年3月15日決裁)起案用紙及び令和4年6月期勤勉手当成績区分勤勉手当区分「C」の理由書 ・令和4年6月期勤勉手当成績率 ・「令和4年12月期勤勉手当における業務実績評価について」(令和4年9月30日決裁)起案用紙及び令和4年12月期勤勉手当成績区分勤勉手当区分「C」の理由書 ・令和4年12月期勤勉手当成績率」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>		

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3172	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。</p> <p>評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A(又はC)」の理由書」(以下「理由書」という。)を作成し、区局人事担当課に提出する。教育委員会事務局の人事担当課は、職員課である。</p> <p>職員課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。また、職員課では、成績率区分がA又はCと決定された職員に対し、直属の上司から成績率区分を直接通知するように、教育委員会事務局の各課に依頼している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、職員課が作成した別表1に示す個人情報1から個人情報8までである。</p> <p>イ 個人情報1、個人情報3、個人情報5及び個人情報7は、総務局人事課に評価を提出するため職員課で作成された起案文書であり、起案用紙並びにこれに添付された勤勉手当成績率総括表(一般職員)、勤勉手当成績率一覧及び審査請求人に係る理由書から成る。起案用紙には、起案日、決裁日、件名、処理案等が記載され、担当者、職員課長等が押印している。勤勉手当成績率総括表(一般職員)は、教育委員会事務局の成績率区分に係る人数をまとめた表であり、同局の勤勉手当の評価対象となる総職員数、AからCまでの成績率区分ごとの職員数、総職員数に対するその割合等が記載されている。勤勉手当成績率一覧は、全職員の成績率区分を一覧とした表であり、職員番号、姓、名、その成績率区分等が記載されている。また、理由書には、審査請求人の氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。</p> <p>ウ 個人情報2、個人情報4、個人情報6及び個人情報8は、成績率区分がA又はCとなった職員に対し、直属の上司から成績率区分を直接通知するよう依頼するため職員課で作成</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3172</p>	<p>された起案文書であり、起案用紙、依頼文案、勤勉手当成績率一覧及び審査請求人に係る理由書から成る。起案用紙には、起案日、決裁日、件名、処理案等が記載され、担当者、職員課長等が押印している。依頼文には、通知対象者、実施時期、留意事項等が記載されている。勤勉手当成績率一覧及び理由書は、上記イと同様のものである。</p> <p>エ 実施機関は、このうち、別表2に示す非開示情報1から非開示情報15までを旧条例第22条第7号柱書及び同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p><b>《旧条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 非開示情報1、非開示情報5、非開示情報8及び非開示情報12（以下「非開示情報1等」という。）について</p> <p>非開示情報1等には、教育委員会事務局の総職員数、勤勉手当の対象となる職員数、成績率区分AからCまでのそれぞれに該当する職員数やその総職員数に占める割合等が記載されている。</p> <p>これらの情報は、成績率区分に係る該当者が特定されたり、成績率区分Aの対象者数を制限した所属等に伝わって評価制度や人事管理に係る不満を生じさせたりする蓋然性があるものとはいえず、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及び本号エに該当しない。</p> <p>イ 非開示情報2、非開示情報6、非開示情報9及び非開示情報13（以下「非開示情報2等」という。）について</p> <p>非開示情報2等には、教育委員会事務局の総職員数が記載されている。</p> <p>この情報は、上記アのとおり、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及び本号エに該当しない。</p> <p>ウ 非開示情報3、非開示情報7、非開示情報10及び非開示情報14（以下「非開示情報3等」という。）について</p> <p>非開示情報3等には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。</p> <p>これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>エ 非開示情報4、非開示情報11及び非開示情報15（以下「非開示情報4等」という。）について</p> <p>非開示情報4等に記載されている数字は、実施機関の説明によれば、直属の上司から該当の職員に対して成績率区分を直接通知するよう依頼するに当たり、職員課が整理のため付した番号のうち、審査請求人のものとのことであった。</p> <p>このような説明に不自然な点はなく、そうであるとすれば、当該数字は、審査請求人以外の個人を特定されたり、成績率区分Aの対象者数を制限した所属等に伝わって評価制度や人事管理に係る不満を生じさせたりする蓋然性があるものとはいえず、開示することにより、勤勉手当における業務実績評価に係る事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、本号柱書及び本号エに該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p> <p>個人情報4及び個人情報8には非開示とした情報がなく、その全てが開示されていたため、本来であれば、他の本件保有個人情報とは別に、個人情報の開示決定を行うべきであった。今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重かつ適切に行うよう十分に注意されたい。</p>

答申 番号	判断の要旨			
3172	別表1 本件保有個人情報			
	個人情報	審査請求に係る保有個人情報		
	個人情報1	令和3年6月期 勤勉手当における業務実績評価の提出について		
	個人情報2	令和3年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について		
	個人情報3	業務実績評価の提出について（令和3年度教職第233号）		
	個人情報4	令和3年12月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について		
	個人情報5	業務実績評価の提出について（令和3年度教職第531号）		
	個人情報6	令和4年6月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について		
	個人情報7	業務実績評価の提出について（令和4年度教職第228号）		
	個人情報8	令和4年12月期 勤勉手当における業務実績評価の本人への通知について		
	別表2 非開示情報			
	非開示情報	実施機関が非開示とした部分		
	非開示情報1	個人情報1	令和3年6月期勤勉手当成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載
	非開示情報2		令和3年6月期勤勉手当成績率一覧	表の上に記載された数字
	非開示情報3	個人情報2	令和3年6月期	審査請求人への評価の内容に係る記載
	非開示情報4		理由書	右上に記載された数字
	非開示情報5	個人情報3	令和3年12月期勤勉手当成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載
	非開示情報6		令和3年12月期勤勉手当成績率一覧	表の上に記載された数字
	非開示情報7		令和3年12月期理由書	審査請求人への評価の内容に係る記載
	非開示情報8	個人情報5	令和4年6月期勤勉手当成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載
非開示情報9	令和4年6月期勤勉手当成績率一覧		表の上に記載された数字	
非開示情報10	個人情報6	令和4年6月期	審査請求人への評価の内容に係る記載	
非開示情報11		理由書	右上に記載された数字	
非開示情報12	個人情報7	令和4年12月期勤勉手当成績率総括表(一般職員)	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載	
非開示情報13		令和4年12月期勤勉手当成績率一覧	表の上に記載された数字	

答申番号	判断の要旨		
3172	非開示情報14		令和3年12月期 理由書
	非開示情報15		審査請求人への評価の内容に係る記載 右上に記載された数字
	別表3 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分		
	非開示情報	開示すべき部分	
	非開示情報1	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載	
	非開示情報2	表の上に記載された数字	
	非開示情報4	右上に記載された数字	
	非開示情報5	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載	
	非開示情報6	表の上に記載された数字	
	非開示情報8	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載	
	非開示情報9	表の上に記載された数字	
	非開示情報11	右上に記載された数字	
	非開示情報12	評価対象欄、評価対象職員数欄、評価対象外職員数欄、総職員数欄の記載	
	非開示情報13	表の上に記載された数字	
非開示情報15	右上に記載された数字		
3173	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b>  ※ 答申第3172号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》</b>  横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。  評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。  区局人事担当課で取りまとめた理由書は総務局人事課に提出され、同課において、最終的な成績率区分が決定される。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b>  本件保有個人情報は、人事課に提出された審査請求人に係る理由書であって、令和3年度6月期及び12月期並びに令和4年度6月期及び12月期のものである。  当該理由書には、審査請求人の氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。  実施機関は、このうち、審査請求人への評価の内容を旧条例第22条第7号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。</p> <p><b>《旧条例第22条第7号の該当性について》</b>  審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等に</p>		

答申番号	判断の要旨
3173	<p>より、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p><b>《対象保有個人情報の特定について》</b></p> <p>審査請求人は、勤勉手当支給処理に関する保有個人情報の開示を求める旨を主張する。しかし、勤勉手当に係る成績率区分の決定と支給額確定後の支給処理とは、別個の手続と認められる。また、開示請求書の文言からすれば、審査請求人は勤勉手当に係る成績率区分の決定に関する保有個人情報の開示を求めていると解される。したがって、本件保有個人情報の本人開示請求に対し、勤勉手当の支給処理に関する保有個人情報まで特定すべきであったということとはできない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3174	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>※ 答申第3172号と同旨のため省略します。</p> <p><b>《一般職員の勤勉手当における業務実績評価に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、勤勉手当の支給に当たり、職員の成績率区分を決定している。成績率区分は、対象となる職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCである。</p> <p>評価者は、該当の職員の成績率区分がA又はCであると判断した場合には、「勤勉手当成績率区分勤勉手当区分「A（又はC）」の理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、区局人事担当課に提出する。教育委員会事務局の人事担当課は、職員課である。</p> <p>また、成績率区分が決定された後、同局の各課では、所属する職員の成績率区分等が記載された「勤勉手当成績率」を職員課から受け取った上で、成績率区分がA又はCとなった職員に対し、直属の上司から直接通知している。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、整理すると、令和3年度6月期及び12月期並びに令和4年度6月期及び12月期の「勤勉手当における業務実績評価について」及び「勤勉手当成績率」である。</p> <p>「勤勉手当における業務実績評価について」は、教育委員会事務局特定学校教育事務所が理由書等を職員課に提出するために作成した起案文書であり、起案用紙及びこれに添付された審査請求人に係る理由書から成る。起案用紙には、起案日、決裁日、件名、処理案等が記載され、起案者、承認者及び決裁者がそれぞれ押印している。理由書には、審査請求人の所属及び氏名、審査請求人への評価の内容、記入者及び確認者の補職及び氏名等が記載されている。</p> <p>また、「勤勉手当成績率」は、特定学校教育事務所職員の成績率区分を一覧とした表であり、審査請求人の所属、姓、名、職種、成績率区分等が記載されている。</p> <p>実施機関は、このうち、審査請求人への評価の内容を旧条例第22条第7号柱書及び同号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p><b>《旧条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>審査請求人への評価の内容には、審査請求人の成績率区分の判断に当たっての具体的な事情やこれに関する評価者の率直な意見が記載されている。これらの情報は、開示することにより、評価者が被評価者に開示されることを意識して当たり障りのない評価を記載する等により、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからウまで省略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
（オ省略）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

（第2項省略）

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881